

茨木市成年後見審判申立実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、判断能力が不十分な認知症の高齢者、知的障害者及び精神障害者が、成年後見制度による保護を受けることにより自立した地域生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

(審判の申立て)

第2 市長は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、当該各規定に定める者について、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、成年後見開始の審判の申立て（以下「申立て」という。）を行うものとする。

(対象者)

第3 市長が行う申立ての対象者は、判断能力が不十分な認知症の高齢者、知的障害者及び精神障害者であって、配偶者若しくは四親等内の親族がないもの又はこれらの親族があっても音信不通の状況にあるなどの事情にあるものとする。

(申立ての種類)

第4 市長が行う申立ての種類は、次のとおりとする。

- (1) 後見開始の審判（民法（明治29年法律第89号）第7条）
- (2) 保佐開始の審判（民法第11条）
- (3) 保佐人の同意権の範囲を拡張する審判（民法第13条第2項）
- (4) 保佐人に代理権を付与する審判（民法第876条の4第1項）
- (5) 補助開始の審判（民法第15条第1項）
- (6) 補助人に同意権を付与する審判（民法第17条第1項）
- (7) 補助人に代理権を付与する審判（民法第876条の9第1項）

(申立費用)

第5 申立てに要する費用は、申立ての対象者の負担とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、市があらかじめ支出し、審判により選任された後見人等に当該費用を請求するものとする。

(事務分担)

第6 申立てに係る事務は、対象者を所管する課において行う。ただし、申立ての判定、費用の支出等の共通事務については、福祉部地域福祉課において行うものとする。

(茨木市成年後見審判申立審査会)

第7 申立ての可否及び申立ての種類を審査するため、茨木市成年後見審判申立審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会の委員は、次のとおりとする。

- (1) 福祉部長
- (2) 福祉事務所長
- (3) 福祉部地域福祉課長
- (4) 福祉部長寿政策課長
- (5) 福祉部生活福祉課長
- (6) 福祉部障害福祉課長
- (7) 福祉部介護保険課長
- (8) 健康医療部健康づくり課長
- (9) 茨木市社会福祉協議会の事務局職員
- (10) その他市長が必要と認める者

3 審査会は、関係課長の要請により福祉部地域福祉課長が招集し、その議長となる。

4 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

5 審査に当たっては、対象者及びその家族、主治医その他専門家の意見を尊重するものとする。

6 審査会の庶務は、福祉部において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年6月19日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年9月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。